

**マイナ保険証をお持ちでない方は、
利用登録に、是非ご協力ください。**



マイナ保険証への切替えは、必須でも強制でもありません。

ただ、資格確認書の発行や管理業務において、健康保険組合、事業所ともに多くの負担がかかってきます。資格確認書には有効期限があり、都度、更新のために交付が必要になります。また、資格確認書(はがきサイズ:紙)の紛失・毀損による再発行や回収などを含めた管理が必要になってきます。

マイナ保険証の利用により、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができますので、より良い医療が受けられます。また、限度額適用認定証を提出しなくても、高額療養費制度が利用できるなどのメリットがあります。

マイナ保険証を取得されていない場合は・・・

ご事情等により、マイナ保険証を取得されていない場合は、健康保険証に代わる「資格確認書」を交付します。

「資格確認書」は、2025年11月に、申請なしで健康保険組合より事業所を経由して、交付する予定です。

なお、マイナ保険証の利用登録がお済みの方への交付はありません。

オンライン資格確認をすると

◎ よりよい医療が受けられます

- ・診療情報や特定健診の結果を医師と共有(※1)⇒重複検査のリスクが減少
- ・薬の情報も医師・薬剤師と共有(※2)⇒重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少
- ・旅行先や災害時などの緊急事態でも薬の情報等を連携することが可能。

※1と2は、受診時に本人の同意が必要となります。



◎ 各種手続きが簡単・便利になります

- ・医療費が高額な場合に必要だった限度額適用認定証が不要になります。
- ・高齢受給者証を持参する必要がなくなります。(70歳以上)
- ・就職や転職による健康保険証の切り替え・更新が不要となります。

※新しい保険者による資格情報の登録が必要ですので、加入の届け出を忘れずに行ってください。

- ・マイナポータルで医療費通知情報入手でき、医療費控除の申告が簡単になります。

